

浜長保険センター安全だより

令和元年 7月 17日
浜長保険センター第32号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



間もなく梅雨明け、夏祭りの賑わい、公園ではセミの声が聞こえ、朝顔も咲き始めました。これから本格的な夏が訪れますが、皆様にはお健やかに過ごしの事とお喜び申し上げます。



過失のある交通事故を起こしたとき、その原因は道路交通法違反が潜んでいます。追突事故の原因について、一般的に「車間距離不保持」(道交法第26条)(点数一般道1点、高速道等2点)、しかし、車間距離を十分に保っていたが、前車が停止しないだろうと外の景色を見ていたとき、渋滞停止した前車に気付くのが遅れ、追突したときは、「安全運転義務違反」(道交法第70条)(点数2点)、また、整備点検不備のためブレーキ故障であれば、「整備不良車運転の禁止違反」(道交法第62条)(点数2点)などいずれにしても、過失のある交通事故を起こせば、何らかの交通違反が原因となっています。交通ルールを理解し、実践することは交通事故の未然防止に直結しています。

Q 信号機のない交差点に差し掛かった際、横断歩道を横断中の歩行者と衝突した。横断歩道の道路標識が破損していた場合、横断歩道における歩行者妨害か(道交法第38条)、横断歩道がない交差点における歩行者優先妨害か(道交法第38条の2) ?

A 横断歩道のない交差点における歩行者優先妨害違反に該当します。道路交通法施行令第1条の2第3項には、公安委員会の交通規制として、「横断歩道を設けるときは、信号機があるなど特別の場合を除き、道路標識及び道路標示の両方が設置されていなければ効力がありません。いずれかが欠けていても法的に横断歩道ということとはできなくなりますので、横断歩道のない交差点と位置づけられることになります。



「交差点又はその直近で横断歩道の設置されていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。」(道交法第38条の2)と規定されており、横断歩道のない交差点における歩行者の優先が定められています。この点、理解しておきましょう。

Q 夜間、他の車両と行き違う際、前照灯を消した場合、無灯火となるのか?



A 無灯火になります。道路交通法第52条第2項に「政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない」と規定されています。

政令とは、道路交通法施行令であり、第20条に「すれ違い用前照灯又は前部霧灯のいずれかをつけて走行用前照灯を消すこと」「光度を減じ」「照射方向を下向きとする」の方法に限定しており、灯火を消すという操作はありません。

対向車とすれ違う際、完全に消灯して走行すれば、無灯火に該当します。

